

## 【経営理念】

人々が安心できる日常生活を総合的に支援いたします。

## 【行動指針】

- 1 ご入居者様、ご家族様に、信頼と満足を提供いたします。
- 2 社会に貢献し、地域に密着した運営を行います。
- 3 会社運営と施設経営の安定を継続いたします。
- 4 従業員自身の喜びを持てる職場にします。

## <ふれあいネットワークのロゴのコンセプト>

————— あんしんとこころ、人びとへ —————

ふれあいネットワークのロゴマークは、私たちの介護施設における、「人びとが安心できる日常生活を総合的に支援する姿」を表しています。

ご入居者ならびにご家族への、「安心」、「満足」、「信頼」、そして「ふれ愛」を、「青色」、「橙色」、「緑色」、「桃色」の4色でイメージし、「地域に密着した運営」を「輪」で表現しています。



## 一般社団法人 ふれあいネットワーク

〒003-0826  
札幌市白石区菊水元町6条1丁目1-27  
TEL : 011-598-1819  
FAX : 011-598-7278  
Web : fureai-network.jp  
Mail: info2@nisso-fcs.jp



### 《加盟法人》

日総ふれあいケアサービス株式会社  
S&N ふれあいケアサービス株式会社  
TNふれあいケアサービス株式会社  
メディコジャパン株式会社  
有限会社篠路愛護苑  
特定非営利活動法人ぬくもりの介護

# 2021年度 介護福祉士養成奨学金



一般社団法人  
ふれあいネットワーク

一般社団法人 ふれあいネットワーク

# 一般社団法人 ふれあいネットワーク

## 介護福祉士奨学金制度

ふれあいネットワークグループは、全道6法人 42 施設が加盟する一般社団法人グループです。

サービス付き高齢者向け住宅をはじめ、介護付き有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームなど、自分らしい生き方を支援する各種介護施設を充実させています。

当グループには、約 670 名の介護職員が在籍し、人材育成にも力を入れており、将来、介護福祉士として当グループに勤務を希望する学生の方々に応援するため、奨学金制度を創設しました。

### <介護福祉士奨学金制度の概要>

- 対象となる方  
介護福祉士養成のための学校に在学中、もしくは進学予定の方
- 貸与金額  
月額5万円  
奨学金貸与期間の2倍の勤務期間で全額返済免除
- 勤務対象事業所  
一般社団法人 ふれあいネットワークに加盟する法人の事業所
- 締め切り  
定員になり次第締め切り

#### 【お問い合わせ】

〒003-0826  
札幌市白石区菊水元町6条1丁目 1-27  
一般社団法人 ふれあいネットワーク  
TEL:011-598-1819  
FAX:011-598-7278  
Web:fureai-network.jp  
Mail:info2@nisso-fcs.jp



施設見学についてはお問合せください。

## 介護福祉士養成奨学金制度

### 1. 制度目的

本制度は、一般社団法人ふれあいネットワーク(以下「当法人」という。)が、当法人の理念及び行動指針を理解し、当法人に加盟する会社・法人の施設(以下「加盟施設」という。)での就職を希望する介護福祉士を養成するために創設したものです。

### 2. 奨学金の貸与資格

奨学金の申請ができるのは、次の条件を満たす方です。

【対象者】 介護福祉士として資格取得を目指し、卒業および資格取得後、当法人の加盟施設に常勤職員として勤務することを希望する方で、介護福祉士の資格取得が可能な大学、短期大学及び専門学校等(以下「介護福祉士養成校」という。)に入学が決定した方、または在学中の方。ただし、奨学金を受給する方(以下「奨学生」という。)は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない方に限ります。「同種の奨学金」とは、将来、奨学金の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意志があることを主たる条件とする奨学金制度をいいます。

### 3. 奨学金の貸与

【貸与月額】 奨学金の貸与月額は、上限を5万円とします。

【貸与期間】 貸与期間は、当法人と奨学生の間で、奨学金に関する契約を締結した日の属する月から介護福祉士養成校を卒業する月まで。

【貸与方法】 貸与決定後、毎月25日に奨学生本人名義の口座に振り込みます。

### 4. 奨学金の返済

【返済】 奨学金の返済は次のとおりとします。

(1)奨学生は、介護福祉士養成校を卒業した月の翌月末日までに、貸与した奨学金の全額を返済することになります。ただし、上記の期日までに当法人の加盟施設に採用され奨学金貸与期間の2倍の期間継続して勤務した場合には、奨学金の返済を全額免除します。なお、奨学金貸与期間が6ヵ月以下である場合は、1年間継続して勤務した場合に奨学金の返済を全額免除します。

(2)疾病、災害、産前産後休暇、育児休暇その他の規則で定める特別の事情により勤務できなかった期間は(1)の勤務期間に算入しないものとします。

【奨学金貸与の終了と返済】 次の各号のいずれかに該当する場合には、当法人の規程の適用を中止し、以後すでに貸与した奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、原則として一括返済する必要があります。ただし、当法人が奨学生の資力等やむを得ない理由により一括返済が難しいと認めるときは、その都度定める期間により分割して返済することができます。

(1)介護福祉士養成校を退学、除籍した場合又は卒業が不可能となった場合、(2)心身の故障のため就学の見込みがなくなると認められる場合、(3)学業成績が著しく不良となったと認められる場合、(4)奨学生が、当法人の規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合、(5)奨学生が死亡した場合、(6)奨学金を受けた職員が奨学金貸与期間の2倍の期間勤務せずに退職し、または解雇された場合。奨学金貸与期間が6ヵ月以下である場合は、1年間継続勤務せずに退職し、または解雇された場合、(7)奨学生が当法人の規程に違反した場合、(8)前各号に掲げるもののほか、奨学金貸与の目的を達成する見込みが無くなったと認められる場合

### 5. 提出書類

【申請時】 申請時には、(1)～(7)までの書類を提出してください。

(1)奨学金申請書(様式第1号)

(2)本人自筆の履歴書(写真貼付)(様式第2号)

(3)振込口座届(様式第8号)

(4)介護福祉士養成校入学見込み証明書又は在学証明書等

(5)成績証明書(1年生に在学する方は、入学前の最終学歴の成績証明書等)

(6)住民票(個人番号の記載のないもの)

(7)その他当法人が必要と認めたもの

【決定時】 貸与が決定した場合は、(1)と(2)の書類を提出してください。

(1)奨学生誓約書(様式第5号)

(2)奨学金に関する契約書(様式第7号)

### 6. 注意事項・お問い合わせ先

奨学金の貸与は、面接及び審査のうえ決定します。

なお、貸与決定は、面接及び審査後、書面にて通知いたします。

その他詳細については、左記までお問い合わせください。